別添附属書Ⅲ
イラン・イスラム共和国シッピング・ラインズ（ＩＲＩＳＬ）により所有又は管理され、若しくは代理として行動する団体
1．イラノ・ヒンド・シッピング・カンパニー
所在地：18 Mehrshad Street, Sadaghat Street, Opposite of Park Mellat, Vali-e-Asr Ave., Tehran, Iran；265, Next to Mehrshad, Sedaghat St., Opposite of Mellat Park, Vali Asr Ave., Tehran 1A001, Iran
2．ＩＲＩＳＬ・ベネルックス・ＮＶ
所在地：Noorderlaan 139, B-2030, Antwerp, Belgium；V.A.T. Number BE480224531 (Belgium)
3．サウス・シッピング・ライン・イラン（ＳＳＬ）
所在地：Apt. No. 7, 3rd Floor, No. 2, 4th Alley, Gandi Ave., Tehran, Iran；Qaem Magham Farahani St., Tehran, Iran

別添附属書Ⅳ
中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国及び欧州連合によるイラン・イスラム共和国への提案
二千八年六月十四日テヘランにおいてイラン当局に提示されたイランとのあり得べき協力分野

関連する国際連合安全保障理事会の決議に従い、二千六年六月にイランに提示され引き続き検討されている提案に基づくイランの核問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めるため、イランが、安全保障理事会決議第千八百三号15及び19（ａ）の規定に基づき、濃縮関連活動及び再処理活動を検証可能なように停止する限り、中国、フランス、ドイツ、イラン、ロシア、連合王国及び合衆国の間の、そして欧州連合上級代表も参加する交渉の問題として、以下の諸要素が提案される。このような交渉の観点から、我々は、また、イランが国際連合安全保障理事会及びＩＡＥＡの要求事項に留意することを期待する。中国、フランス、ドイツ、ロシア、連合王国、合衆国及び欧州連合上級代表としては、次を行う用意があることを述べる。

ＮＰＴ上の自国の義務に従って、平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させるイランの権利を認めること。

イランの核計画が専ら平和的な性格なものであることについての国際的な信頼がひとたび回復されれば、イランの核計画をＮＰＴの締約国であるいかなる非核兵器国のものと同様に扱うこと。

原子力エネルギー
・ＮＰＴの下での自国の義務に従った、イランの専ら平和的目的のための原子力の権利の再確認。
・イランの原子力の平和的利用のために必要な技術及び資金援助並びにＩＡＥＡによるイランにおける技術協力事業の再開のための支援の提供。
・最新の技術に基づく軽水炉の建設の支援。
・漸進的な国際的信頼の回復に応じた原子力の研究及び開発の支援。
・法的拘束力のある核燃料の供給保証の提供。
・使用済み燃料及び放射性廃棄物の管理に関連した協力。

政治
・六か国及び欧州連合のイランとの関係の改善並びに相互信頼の確立。
・イランとの直接の接触及び対話の奨励。
・国際的問題においてイランが重要かつ建設的な役割を果たすことの支援。
・不拡散、地域の安全保障及び安定化の問題に関する対話及び協力の促進。
・信頼醸成措置及び地域の安全保障を奨励するためのイラン及び地域の他の諸国との作業。
・適切な協議と協力のメカニズムの確立。
・地域の安全保障問題に関する会議の支援。
・イランの核問題の解決が不拡散の努力及び大量破壊兵器（その運搬手段を含む。）のない中東という目的を実現することに資することの再確認。
・その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合憲章と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないという国際連合憲章に基づく義務の再確認。
・麻薬密輸に対する取組みにおける強化された協力、アフガニスタン難民のアフガニスタンへの帰還プログラムの支援、アフガニスタンの復興に関する協力及びイラン・アフガニスタン国境の警備に関する協力を含むアフガニスタンに関する協力。

経済
世界貿易機関を含む国際的な機構への完全な統合のための実際的な支援を通じた、国際経済、市場及び資本へのイランのアクセスの改善並びにイランにおける直接投資及びイランとの貿易の拡大のための枠組みの創設等の貿易及び経済関係の正常化へ向けた措置。

エネルギー・パートナーシップ
エネルギーの分野におけるイランとの協力の正常化に向けた措置。すなわち、具体的かつ実践的な適用又は措置を伴う、イラン、欧州連合及びその他の希望する国との間の長期的かつ広範にわたる戦略的なエネルギー・パートナーシップの創設。

農業
・イランにおける農業の発展への支援。
近代的技術における協力を通じたイランの完全な食糧自給の促進。

環境、インフラ
・環境保護、インフラ、科学技術及び先端技術の分野の民生プロジェクト。
―国際輸送回廊を含む輸送インフラの開発。
―関連の輸出規制の撤廃の可能性を含む、イランの通信インフラの近代化の支援。

民間航空
・イランへ航空機を輸出する製造業者に対する制限の撤廃の可能性を含む民間航空協力。
―イランが民間航空機を新しくすることを可能にすること。
―イランが同国の航空機が国際的な安全基準を満たすことを確保することを支援すること。

経済的、社会的並びに人的発展及び人道上の問題
・イランの経済的及び社会的発展並びに人道上の必要に対する必要に応じた援助の提供。
―イランの利益となる分野の教育における協力・技術支援。
―イラン人が土木業、農業及び環境の研究等の分野の研修過程、職業紹介又は学位を得ることを支援すること。
・高等教育機関の間の連携の支援（例えば公衆衛生、農村の生計、共同科学プロジェクト、公共行政、歴史及び哲学）。
・緊急事態への効果的な対応能力の開発分野（例えば地震学、地震研究、災害管理等）における協力。
・「文明間の対話」の枠組み内での協力。

実施メカニズム
・将来の合意の実施のための共同監視グループの設置。

○文部科学省告示第百二十号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、平成二十一年文部科学省告示第百五十三号（技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年七月二十九日　　文部科学大臣　川端　達夫

技術士法第三十一条の二第二項に規定する大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものは、次の表の上欄に掲げる大学その他の教育機関における課程をそれぞれ同表の中欄に掲げる修了年月以降に修了した者について同表の上欄に掲げる当該課程とし、同法第三十二条第二項に規定する課程に対応する技術部門は、同表の上欄に掲げる当該課程についてそれぞれ同表の下欄に掲げる技術部門とする。